

電磁的記録の品質管理責任者養成のための講習会基準について

JIS マーク表示制度の信頼性を確保するため、品質管理責任者の役割が重要であることに鑑み、JIS 登録認証機関協議会は、「電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令」第二条第1項第6号ロにある「標準化及び品質管理に関する科目の講習会」については、以下のコースを標準とするものとし、最終的な品質管理責任者の能力の確認については、各登録認証機関が責任を持って行うものとする。

JIS 登録認証機関協議会

電磁的記録の品質管理責任者養成のための講習会基準

(1) 内容

- ① 産業標準化、社内標準化、JIS Q17025 などの、品質管理責任者として必要な科目及び範囲を講義する。
- ② 最終講義終了時に、講習内容の理解度並びに標準化などに関する知識をチェックするためのテストを実施する。

(2) 講義時間：延べ 10 時間以上

(3) 対象者（受講資格）：ソフトウェア品質技術者資格認定（JCSQE）初級以上の資格*を有するもの。

注* この資格には、品質管理の知見を含む。

(4) 講義科目

講義科目及び講義時間の基準を下表に示す。

科目	範囲（下記の項目すべてを含むこと）	講義時間
産業標準化	産業標準化の概要、JIS マーク制度とその目的、品質管理責任者の役割 等	3 時間以上
社内標準化	社内標準化の概要、社内規格各論、社内標準化の進め方、ISO9000 シリーズ 等	3 時間以上
JIS マーク表示認証における製品試験と JIS Q 17025	IS Q 17025 要求事項、不確かさ、測定トレーサビリティ、試験所認定制度 等	3 時間以上
テスト	講義範囲、標準化の理解度のチェック	1 時間以上
合計		10 時間以上

(5) 修了テスト

講義内容の理解度を確認するために、下記科目に関する修了テストを実施する。

科目	範囲（この中から選択される）	出題形式	配点
産業標準化	産業標準化の概要、JIS マーク制度とその目的、品質管理責任者の役割 等	正誤、選択	50 点
社内標準化	社内標準化の概要、社内規格各論、社内標準化の進め方 等	正誤、選択	50 点

(6) 修了条件

下記の条件を全て満たした場合に、このコースを修了したものと認める。

①出席率

同一人による出席率が 100%であること。

②修了テスト

次の 2 つの条件を満たすこと。

(a)総合点 60 点以上であること。(但し、100 点満点とする)

(b)各科目の得点が、科目ごとに配点された点数の 40%以上であること。

(7) 修了条件未達の場合の処置

セミナー実施期間中に上記(6)の修了条件に達しなかった場合は以下の処置を取ることとする。

①出席率未達の場合

「未修了」として取り扱う。修了するためには、再度の受講が必須とする。

②修了テスト得点未達の場合

受講セミナーの終了日から 1 年間以内に、教育・研修機関は該当者に対して必要な再教育を行い、品質管理責任者になるために必要な力量が備わったと判断した時点で修了とする。期限内にその水準に達しなかった場合は、「未修了」扱いとなり、再度の受講が必須とする。

【附則】

この基準は、制定の日から施行する。ただし、施行の日から 6 か月を経過する日までに「品質管理責任者養成のための講習会基準（令和 2 年 1 月 27 日改訂）」に基づき開催した講習会は、この基準に適合しているものとみなす。